様式第一

社外高度人材活用新事業分野開拓計画に係る認定申請書

年　　月　　日

主務大臣名　殿

住　　所
氏名又は名称及び
代表者の氏名

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第８条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
申請者は、以下の要領に従って、社外高度人材活用新事業分野開拓計画の必要事項を記載し、法第８条第３項各号に掲げる認定要件を満たすことを示すこと。

１　名称等

正確に記載すること。

ただし、法人番号については、個人事業主等で法人番号が指定されていない者は、記載不要とする。

なお、「高度情報処理業務に従事する常時使用する従業員の数」は、中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号。以下「施行規則」という。）第２条第１項に規定する業務に従事する常時使用する従業員の数とし、「ベンチャーキャピタル等」は、施行規則第３条に規定する要件に該当する者とする。

また、第５条第１号に掲げる要件に該当する場合は「大規模法人グループに所属していない」に、同条第２号に掲げる要件に該当する場合は「上場企業でない」に、同条第３号に掲げる要件に該当する場合は「風俗営業を行っていない」に、同条第４号に掲げる要件に該当する場合は「暴力団による支配を受けていない」にそれぞれチェックすること。

２　社外高度人材活用新事業分野開拓の内容及び目標

「事業名」には当該計画の内容が分かりやすい名称を記載すること。「社外高度人材活用新事業分野開拓の内容」については、「新事業活動の類型」に則して、具体的に記載すること。

「社外高度人材活用新事業分野開拓の目標」については、開拓する新たな事業分野について、需要の開拓がなされる計画であることを示すこと。その際、市場のニーズ、市場の規模、競合する事業者・事業分野等との比較・相違点、需要の開拓の規模、事業として成り立つ蓋然性（具体的な販売計画等）を含むこと。

3　実施時期

当該計画の計画期間を２年以上とし、計画の開始と終了の年月日を記載すること。また、当該計画に従い業務委託契約に基づいて当該社外高度人材を活用する時期（別紙において「活用期間」という。）を当該計画期間の中で２年以上として定め、活用の開始と終了の年月日を記載すること。

なお、当該計画に従って社外高度人材に法第 13 条の新株予約権を付与する場合、当該計画期間は、同条の新株予約権の全ての行使の日まで継続する期間とすること。

4　社外高度人材活用新事業分野開拓において活用する社外高度人材の有する知識又は技能の内容及びその活用の態様

（１）　施行規則の該当箇所（専門性）

施行規則第４条に規定される、新事業活動に有用な高度な知識又は技能の該当箇所を記載すること。

（２）　基本方針の該当箇所（貢献内容）

基本方針に規定される、当該社外高度人材活用新事業分野開拓において活用される社外高度人材の有すべき知識又は技能の内容の該当箇所をチェックすること。

（３）　（１）・（２）の関連性

（１）・（２）に記載した内容の関連性を記載すること。

（４）　その他の社外高度人材の活用の態様に関する事項

第５条第５号に掲げる要件に該当する場合は「当該計画において、当該社外高度人材を日本国内のみにおいて２年以上活用する」に、同条第８号に掲げる要件に該当する場合は「当該計画の計画期間の開始の日から当該計画に従って付与される新株予約権の行使の日まで、当該社外高度人材が引き続き日本国内の居住者である」にそれぞれチェックをすること。

5　当該社外高度人材にその有する知識又は技能の提供に対する報酬として当該新規中小企業者等の新株予約権を与える場合にあっては、当該報酬の内容

当該計画に従って付与される新株予約権の付与決議及び付与を計画期間において行う場合、当該計画に従って付与される新株予約権が当該計画に定められる業務の対価である場合、計画期間が当該計画に従って付与する新株予約権の全ての行使の日まで継続することとされている場合及び当該計画に従って付与する新株予約権について、法第 13 条の規定による課税の特例の適用を希望する場合、該当する欄にそれぞれチェックすること。

6　社外高度人材活用新事業分野開拓を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

（1）　社外高度人材活用新事業分野開拓計画の実施に当たって必要な資金の額及びその使途・用途を記載すること。

（2）　「使途・用途」の欄には、資金の具体的な使途・用途を記載すること。また、同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載すること。

（3）　「資金調達方法」の欄には、自己資金、融資、補助金その他の資金の調達方法を記載すること。

（別紙）

1　名称等

事業者の氏名又は名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者の役職名及び氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法人番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　設立年月日　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資本金又は出資の額　＿＿＿＿＿＿＿＿　常時使用する従業員の数（A）　＿＿＿＿＿＿＿＿

高度情報処理業務に従事する常時使用する従業員の数（B）　＿＿＿＿＿＿＿＿

B の A に対する割合（B／A）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

投資及び指導を受けているベンチャーキャピタル等の名称

名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

その他の事項について、該当する場合はチェック

□　大規模法人グループに所属していない　□　上場企業でない　□　風俗営業を行っていない

□　暴力団による支配を受けていない

2　社外高度人材活用新事業分野開拓の内容及び目標

事業名
新事業活動の類型
計画の対象となる類型全てに丸印を付ける。 ①新商品の開発又は生産 ②新役務の開発又は提供 ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入 ④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動
社外高度人材活用新事業分野開拓の内容
①新事業活動の内容 ②活用する社外高度人材の氏名 ③新事業活動における社外高度人材の活用方法
社外高度人材活用新事業分野開拓の目標

3　実施時期

（計画期間）　年　月　日～　年　月　日

（活用期間）　年　月　日～　年　月　日

4　社外高度人材活用新事業分野開拓において活用する社外高度人材の有する知識又は技能の内容及びその活用の態様

（1）施行規則の該当箇所（専門性）
（2）基本方針の該当箇所（貢献内容）
□　製品・サービスの開発に貢献すること □　事業拡大や販路拡大に貢献すること □　会社成長期の組織拡大に伴うガバナンス体制構築等に貢献すること
（3）（1）・（2）の関連性
（4）その他の社外高度人材の活用の態様に関する事項
□　当該計画において、当該社外高度人材を日本国内のみにおいて２年以上活用する □　当該計画の計画期間の開始の日から当該計画に従って付与される新株予約権の行使の日まで、当該社外高度人材が引き続き日本国内の居住者である

5　当該社外高度人材にその有する知識又は技能の提供に対する報酬として当該新規中小企業者等の新株予約権を与える場合にあっては、当該報酬の内容

□　当該計画に従って付与する新株予約権の付与決議及び付与は計画期間において行う

□　当該計画に従って付与する新株予約権は当該計画に定められる業務の対価である

□　計画期間が当該計画に従って付与する新株予約権の全ての行使の日まで継続することとされている

□　当該計画に従って付与する新株予約権について、法第 13 条の規定による課税の特例の適用を希望する

6　社外高度人材活用新事業分野開拓を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法	金額 （千円）	備考